

○みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金

【太陽光発電設備】申請書類セルフチェックシート

番号	提出書類	注 意 事 項	チ ェ ッ ク
1	補助金交付申請書（様式第1号）	申請者の連絡先等記入漏れがないか ※1	
2	発電設備仕様書	裏面の（別表）補助要件を満たしているか	
3	見積書又は契約書の写し	費用の内訳が記載されているもの ※2	
4	案内図	・設備を設置する建物の場所の分かる簡易な地図 ・設備を建物のどこに設置するのか分かる図（平面図）	
5	その他	町長が必要と認める書類 ※3 ・申請時の所在市区町村の住民票と住民税完納証明 （転入予定の町外者の方のみ対象） ・請負業者担当者の名刺 （請負業者が代行して申請書を作成する場合のみ該当）	
<p>事務連絡</p> <p>※1 電話番号については、携帯電話等連絡のつきやすい番号を記入して下さい。</p> <p>※2 見積書や契約書の設置工事費用が一式の記載しかない場合は、別紙を参考に補助金申請用見積書又は工事明細を作成し添付して下さい。</p> <p>申請書に記入してある設置工事費と消費税抜きの金額が一致しないものは原則不可です。</p> <p>※3 ①転入予定の町外の方が申請される場合、お問い合わせ下さい。 お住まいの市町村の完納証明、住民票等ご用意してもらいます。</p> <p>②業者の方が代行して申請される場合は、担当者の方の名刺等を添付して下さい。</p>			

○みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金

【高効率給湯器設備】申請書類セルフチェックシート

番号	提出書類	注 意 事 項	チ ェ ッ ク
1	補助金交付申請書（様式第2号）	申請者の連絡先等記入漏れがないか ※1	
2	給湯器仕様書	裏面の補助要件を満たしているか	
3	見積書又は契約書の写し	費用の内訳が記載されているもの ※2	
4	案内図	・設備を設置する建物の場所の分かる簡易な地図 ・設備を建物のどこに設置するのか分かる図（平面図）	
5	その他	町長が必要と認める書類 ※3 ・申請時の所在市区町村の住民票と住民税完納証明 （転入予定の町外者の方のみ対象） ・請負業者担当者の名刺 （請負業者が代行して申請書を作成する場合のみ該当）	
<p>事務連絡</p> <p>※1 電話番号については、携帯電話等連絡のつきやすい番号を記入して下さい。</p> <p>※2 見積書や契約書の設置工事費用が一式の記載しかない場合は、別紙を参考に補助金申請用見積書又は工事明細を作成し添付して下さい。</p> <p>申請書に記入してある設置工事費と消費税抜きの金額が一致しないものは原則不可です。</p> <p>※3 ①転入予定の町外の方が申請される場合、お問い合わせ下さい。 お住まいの市町村の完納証明、住民票等ご用意してもらいます。</p> <p>②業者の方が代行して申請される場合は、担当者の方の名刺等を添付して下さい。</p>			

別表

○太陽光発電設備

- 【要件】
- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの。
 - (2) 電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買取契約が結ばれているもの。
 - (3) 太陽電池の公称最大出力の合計が1キロワット以上10キロワット未満のもの。(パワーコンディショナで10キロワット未満に制限をかけた場合でも補助対象とならない。)
 - (4) 日本工業規格等で認められているもの。
 - (5) 未使用品であるもの。

【補助金の額】 設置する太陽電池の最大出力の値(キロワット表示とし、小数点第3位を切り捨てる。以下同じ。)に2万5千円を乗じて得た額(千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の上限は10万円とする。

○高効率給湯器(太陽熱温水器)

- 【要件】
- (1) 太陽光に含まれる赤外線熱として水を温める装置であり、集熱器と貯湯層が一体型または分離型のもの。
 - (2) リース品の設置は対象外。購入したものを設置する場合に限る。
 - (3) 水を自然に循環させるもの又は、水又は不凍液を強制的に循環させるもの。
 - (4) ヒートポンプとの併用システムは対象外。太陽光発電モジュール一体型は対象。
 - (5) 未使用品であるもの。

【補助金の額】 自然循環式 1家庭1台 20,000円 強制循環式 1家庭1台 40,000円

○高効率給湯器(エコキュート)

- 【要件】
- (1) ヒートポンプ方式でCO₂冷媒を使用していること。
 - (2) 年間給湯効率(社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050:2007Rに基づく指標)が3.0以上であること。ただし、寒冷地若しくは塩害地向け機種、2缶タイプ、内蔵缶体角型1缶タイプ、貯湯容量200リットル以下の小容量タイプ、多機能タイプについては、2.7以上であること。
日本工業規格であるJISC9220(以下「JIS」とする。)の性能表示しかない機種については、風呂保温機能のある機種は、年間給湯保温効率(JIS)が2.8以上であること。風呂保温機能のない機種は、年間給湯効率(JIS)が2.9以上であること。ただし、寒冷地若しくは塩害地向け機種、2缶タイプ、内蔵缶体角型1缶タイプ、貯湯容量200リットル以下の小容量タイプ、多機能タイプについては、風呂保温機能のある機種は、年間給湯保温効率(JIS)が2.4以上であること。風呂保温機能のない機種は、年間給湯効率(JIS)が2.5以上であること。
 - (3) 未使用品であるもの。

【補助金の額】 1家庭1台 40,000円

○高効率給湯器(エコジョーズ又はエコフィール)

- 【要件】
- (1) 都市ガス又はLPガス又は灯油を燃料とするものであること。
 - (2) 潜熱を回収するための熱交換器を備え、従来捨てていた排気ガス中の熱を利用し熱交換率を高めたもの。
 - (3) 給湯効率が90%以上であること。
 - (4) 定格給湯能力が60号以下であること。
 - (5) 未使用品であるもの。

【補助金の額】 1家庭1台 20,000円

○高効率給湯器(エコウィル)

- 【要件】
- (1) 都市ガス又はLPガスを燃料とするものであること。
 - (2) ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成されている熱の供給を目的とした家庭用コージェネレーションシステムであること。
 - (3) ガスエンジンユニットは、小出力発電設備(10キロワット未満)で発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。
 - (4) 貯湯ユニットは、社団法人日本水道協会品質認証センターの給水器具(湯桶器等)の認証登録又は財団法人日本ガス機器検査協会の給水装置認証登録があること。
 - (5) 貯湯ユニットは、ガスエンジンユニットの排熱を吸収できる貯湯槽であり、貯湯容量が90リットル以上であること。
 - (6) 貯湯槽には対となるガスエンジンユニットから供給されるエネルギー以外の熱の流入がないこと。
 - (7) 未使用品であるもの。

【補助金の額】 1家庭1台 40,000円

○高効率給湯器(エネファーム)

- 【要件】
- (1) 都市ガス又はLPガス又は灯油を燃料とするものであること。
 - (2) 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成されており、燃料から水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用する家庭用コージェネレーションシステムであること。
 - (3) 燃料電池ユニットの発電能力が、定格運転時において0.5キロワットから1.5キロワットであり、熱出力温度(燃料電池ユニット部出口における温水温度)が50℃以上であること。
 - (4) 燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つものであること。
 - (5) 定格運転時における総合効率が低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。
 - (6) 貯湯容量50リットル以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。
 - (7) 未使用品であるもの。

【補助金の額】 1家庭1台 40,000円

○高効率給湯器(ハイブリッド給湯器)

- 【要件】
- (1) ヒートポンプ方式とガス熱源器を組み合わせた給湯器であること。
 - (2) ヒートポンプは自然冷媒を使用していること。
 - (3) ガス熱源器は潜熱回収型で給湯効率が90%以上であること。
 - (4) 未使用品であるもの。

【補助金の額】 1家庭1台 40,000円